

中国專利審査指南の改正について

～出願の審理および訴訟における指南の改正の影響～

平成**30**年 4月**13**日 **金** 14:00～17:00

◆中国が2016年7月に公表した「国家情報化発展戦略綱要」、同年12月に公表した「第13次5か年(2016-2020)国家情報化規画」等では、政府はICTと社会・経済のあらゆる分野の融合を推進しており、一連の関連政策を打ち出しております。その中長期的な目標では、ネットに関するイノベーションレベルを高めるため2016年12月に「国家サイバー空間セキュリティ戦略」が公表されております。

◆その一環として2017年4月1日に施行された中国專利改正審査指南において、従来保護を認めてこなかったビジネスモデルクレームの保護の明確化等を含む、保護対象とするコンピュータプログラムに係わる発明に関する規定の改正が注目されました。

◆今回の審査指南改正で保護対象以外、審査段階では、化学分野の実験データの取扱、無効審判段階では、無効理由および証拠の取扱、さらに、出願等が財産として裁判所で財産保全の対象とされた場合の取扱に広範囲におよんでおります。

◆中国から磐華法律事務所の弁護士・弁理士3名を招いて解説を行います。施行からほぼ一年経過したいま、実務における影響を踏まえながら、今回の改正ポイントをわかりやすくご説明いたします。

講師



白洲 一新 氏

白洲知的財産権事務所
弁理士

他：
中国弁護士・弁理士
3名(磐華法律事務所)

講義内容

1. 審査指南改正の背景および目的
2. 保護対象の改正
 - 1) コンピュータプログラムに係わる発明を保護の対象と認める改正
 - 2) 請求項の書き方(例示)
3. 審査手続の改正
 - 1) 化学分野の実験データ補足(中国最高人民法院の判例および例示)
 - 2) 袋の閲覧や複製の緩和
 - 3) 民事訴訟での財産保全による審理の中止
4. 無効審判手続の改正
 - 1) 無効宣告の理由の追加及び証拠補足(例示)
5. 日本企業への影響

◆会 場：発明会館7階 研修ルーム

◆定 員：50名

◆受講料：会員 無料 (※(一社)発明推進協会、(公社)発明協会、各地域協会のいずれかの会員)
一般 5,000円(※消費税8%込み、テキスト代込み)

お申込は FAX(03-3506-8788) または メール(kouza-form@jiii.or.jp) にて

会場

一般社団法人 発明推進協会 研修ルーム (発明会館7階)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14 TEL : 03-3502-5439 E-mail : kouza-form@jiii.or.jp

講座申込書

開催日	講座名	受講者名 (ふりがな)	会社名	部署名	E-mail	知財業務 経験年数

住所	〒 -	
TEL & FAX	TEL ()	FAX ()
メールアドレス	@	
請求書送付先 (受講者と異なる場合 にご記入ください)	部署名	担当者

今後、E-mailで当協会主催の研修・講座等に関するご案内を送付させていただきます。
 ご不要な方は、チェックをお付けください。

メール不要

(一般社団法人発明推進協会は、個人情報の重要性を認識し、適切な保護に努めます。)

お申込み金額

(種別) **会員** : 0円・**一般** : 5,000円 × _____名 = _____円

お支払い方法

当日現金 ・ **銀行振込** **得意先コード** (総合管理請求書)

得意先
コードNo. - -

(※このコードは会員コードではありません)

※会員かどうか記入のない場合は、非会員扱いとなりますのでご注意ください。

※講師及び日程等は、カリキュラム編成等の都合により、一部変更することがあります。

※お支払いは、請求書到着後でお願い致します。

※講座開催の前日を起算日として5営業日より前ならばキャンセルできます。それ以降のキャンセルはできかねますので予めご了承ください。

※講座開催日の10日前頃に聴講券、納品書、又は請求書等を郵送いたします。当日は聴講券をご持参のうえ、ご来場ください。